

別記実施基準

繁殖主業農家育成対策実施基準

第1 目的及び内容

しまね和牛産地の維持・拡大のため、産肉能力や種牛性に優れた優良な繁殖雌牛（以下「基盤強化雌牛」という。）の増頭を支援することで、和牛繁殖主業農家を育成し、これらの中規模農家が肉用牛生産を支える態勢へと生産構造の転換を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、以下のとおりとする。

- 1 市町村
- 2 農業協同組合
- 3 その他、知事が適当であると認めた団体

第3 基盤強化雌牛導入等の実施基準

事業実施主体は、以下の要件を満たす者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 1 基盤強化雌牛は、繁殖主業農家育成計画に基づき、当該年度内に保留又は導入されたものとする。また、要件は次に掲げるものとし、(1)から(4)の要件を全て満たすことに加えて(5)、(6)のいずれかを満たすこと。なお、(5)及び(6)の要件については、当該基盤強化雌牛の期待育種価またはゲノミック育種価とし、ゲノミック育種価の場合、「生産県」を「一般社団法人家畜改良事業団」と読み替えるものとする。

(1) 満24ヵ月齢未満の黒毛和種の雌牛

(2) 平成20年以降に生まれた種雄牛の産子

(3) ゲノミック評価を実施していること

(4) 登録点数が82点以上の繁殖牛の雌産子

(5) 枝肉重量、脂肪交雑、MUFA、日齢枝肉重量 育種価のうち、2つ以上が生産県の上位1/2以上

(6) 枝肉重量、脂肪交雑、MUFA、日齢枝肉重量 育種価のうち、1つが生産県の上位1/4以上

- 2 所有者又は管理者

基盤強化雌牛の所有者又は管理者は、農家等であって、次に掲げるすべての要件に適合するものでなければならない。

(1) 優秀な繁殖雌牛の導入又は保留を積極的にすすめ、肉用牛改良基盤を強化し、その振興を図るものであること。

(2) 管理者が所有者と異なる場合、事業実施主体等は、管理者に対し、肉用牛の飼養管理技術、経営に関する指導を継続して行うことができること。

(3) 所有者又は管理者は、基盤強化雌牛を飼養開始後5年に達するまで善良な飼育管理を行うこと。

(4) 所有者又は管理者が当該基盤強化雌牛を飼養開始後5年に達するまでに、飼育管理を中止する場合は、交付を受けた繁殖主業農家育成対策に係る補助金相当額を事業実施主体に返還すること。

さらに、事業実施主体は、返還された補助金相当額を県に返還するものとする。

ただし、次の場合を除く。

- ①所有者又は管理者がやむを得ない事情により、所有者又は管理者を変更する場合
- ②善良な飼育管理を行ったにもかかわらず、当該基盤強化雌牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他の事故があった場合

また、返還すべき金額は、基盤強化雌牛1頭あたり次の算式により算出した額とする。

$$A = 150 \text{ 千円} \times (5 - B) / 5$$

A：事業実施主体に返還すべき金額

B：基盤強化雌牛の飼養開始後年数

なお、所有者又は管理者は、当該基盤強化雌牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他重要な事故があったときは、遅滞なくその状況を、事業実施主体を経由して知事に報告しなければならない。

(5) 本事業を利用して基盤強化雌牛の増頭が可能な所有者又は管理者の飼養規模は、原則、期首時点で繁殖牛が10頭以上200頭未満の農場とする。また、1農場あたりの補助対象は期末時点で期首からの増頭分とし、5頭を上限とする。

(6) 所有者又は管理者は、「美味しまね認証の考え方に基づく「繁殖牛」の生産工程管理事項」に基づいた飼育管理に取組み、交付申請時にセルフチェック票を提出すること。なお、事業実施主体は、交付申請書に添付したものから変更があった場合は、実績報告時に変更があったもの限り提出すること。

第4 事業の実施手続き

1 繁殖主業農家育成計画書

事業実施主体は、交付要綱第3の規定に基づき、繁殖主業農家育成計画書（別記様式第1号）を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

2 繁殖主業農家育成計画書の変更

事業実施主体は、繁殖主業農家育成計画書に記載された事項のうち、補助対象頭数を変更しようとする場合は、交付要綱第4の規定に基づき、繁殖主業農家変更育成計画書（別記様式第2号）を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第5 事業実績等の報告

事業実施主体は、交付要綱第6の規定に基づき、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、繁殖主業農家育成実績報告書（別記様式第3号）及び対象牛一覧表（別記様式第4号）を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第6 飼育管理状況の報告

1 繁殖状況調査表の提出

所有者又は管理者は、当該基盤強化雌牛を導入又は保留した年度の翌年度から5年間、基盤強化雌牛繁殖状況調査表（別記様式第5号）を事業実施主体に提出しなければならない。また、提出期限は、4月末日とする。

2 飼育管理状況の報告

事業実施主体は、1により提出された繁殖状況調査表を取りまとめ、基盤強化雌牛飼育管理状況報告書（別記様式第6号）により、毎年度5月末日までに隠岐支庁農林水産局又は各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第7 県の助成

県は事業実施主体に対し、この事業の実施に必要な経費（事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費。）について予算の範囲内において補助するものとする。

第8 その他

この実施基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この実施基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この実施基準の改定は、令和8年4月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別記様式第1号

繁殖主業農家育成計画書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名

このことについて事業を実施したいので、しまね和牛生産振興事業繁殖主業農家育成対策補助金交付要綱第3の規定に基づき申請します。

1. 事業目的

2. 事業内容

(1) 具体的な取組事項

(2) 基盤強化雌牛導入等整備計画

(単位：頭、千円)

繁殖雌牛 飼養頭数 (現況)	基盤強化雌牛導入等整備計画	
	計画	
	補助対象頭数	補助金額

別記様式第2号

繁殖主業農家変更育成計画書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇〇号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、しまね和牛生産振興事業繁殖主業農家育成対策補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

1. 変更理由

2. 事業目的

3. 事業内容

(1) 具体的な取組事項

(2) 基盤強化雌牛導入等整備計画

(単位：頭、千円)

繁殖雌牛 飼養頭数 (現況)	基盤強化雌牛導入等整備計画	
	計画	
	補助対象頭数	補助金額

※補助金の交付決定により通知された基盤強化雌牛導入等整備計画と容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号

繁殖主業農家育成実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名

このことについて事業の実施結果を、しまね和牛生産振興事業繁殖主業農家育成対策補助金交付要綱第6の規定に基づき報告します。

1 基盤強化雌牛導入等実績

(単位：頭、千円)

補助対象頭数	補助金額

2 対象牛一覧表

※別記様式第4号を添付すること。